

自動車防災情報

生活道路の自動車法定速度30km/hに引き下げ

令和8年9月1日から生活道路(※)における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げになります。特に道幅が狭い道路の最高速度が引き下げになりますので、より一層の安全運転を心がけましょう。

※生活道路とは…その地域に生活する人が、住宅などから主要な道路に出るまでに利用する道のこと。ただし、法令上の厳密な定義はないとされています。



■なぜ時速30km/hになるのか

- 自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30km/hを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇するというデータがあります。
- このため、生活道路を走行する自動車の速度を時速30km/h以下に抑制することとしたものです。

■法定速度が30km/hに引き下げられる道路

- 主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線や中央分離帯がない道路です。
- 特に以下のような道は今まで以上に気をつける必要があります。
 - ・民家、商店が多い
 - ・通学路である
 - ・天候等で視界が悪い
 - ・カーブが多い

■法定速度が変わらない(引き続き60km/h)道路

- 中央線や車両通行帯が設けられている一般道路
- 中央分離帯等が設けられ、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路等

■その他

- 道路標識等により最高速度が指定されている道路について最高速度は変わりません。
 - ※道路標識または道路標示により最高速度が指定されている道路では、法定速度ではなく指定されている速度が自動車の最高速度になります
- 決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界等を考えて安全な速度で走りましょう。

※詳細については、警察庁ホームページをご参照下さい。